

家畜衛生だより

平成 29 年 4 月号

紀北家畜保健衛生所

電話：073-462-0500

FAX：073-462-5253

紀南家畜保健衛生所

電話：0739-47-0974

FAX：0739-47-2483

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

電話：0735-58-1481

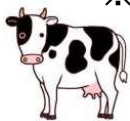
FAX：0735-58-1482

☆定期報告書の提出について☆

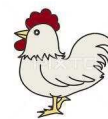
以下の動物を飼育されている皆さんは、飼養衛生管理基準を遵守し、毎年1回の定期報告書を県に提出することが、家畜伝染病予防法で義務付けられています。
ペットとして飼育されている場合も含まれます。1頭・1羽から報告が必要です。

報告が必要な動物	提出期限
牛、豚（イノブタ、ミニブタ含む）、 馬、山羊、めん羊、猪、鹿、水牛	毎年4月15日
鶏（チャボ、烏骨鶏等含む）、あひる（合鴨含む）、 きじ、うずら、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	毎年6月15日

※犬、猫、ウサギ、ネズミ、インコ等は報告の対象にはなりません。



定期報告書とは



対象の動物の飼育頭羽数・飼養衛生管理状況等を県に報告するための書類です。
所定の様式は下記の県畜産課ホームページから取得できます。手数料は不要です。
郵送やファクシミリ等で提出してください。（平成29年分から様式が変更されています）

県畜産課ホームページ>飼養衛生管理基準及び定期報告について

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070400/siyouseiseikanri.html>



何のために提出するの？



各飼育場所における飼育頭羽数や飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するためです。また、報告内容は高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫をはじめとする家畜伝染病の発生予防や蔓延防止を目的として利用されます。



飼養衛生管理基準とは



対象の動物を所有する方に最低限守っていただくべき事項を取りまとめたものです。飼育している動物を家畜伝染病から守るため、基準の順守に積極的に取り組んでください。詳しくは上記の県畜産課のホームページをご覧ください。

その他、質問等がありましたら所轄の家畜保健衛生所にご連絡ください。